

# 税務調査が 変わる!?

## 調査期間

現行 個人3年→5年に延長

## 記帳義務

現行 中小業者に配慮改悪  
→全事業者を記帳義務化

## 帳簿書類

現行 必要範囲だけ調査、提出は任意  
→提示・提出が義務(罰則付き)

## 修正申告

現行 納税者の判断  
→税務署が勧奨(強要)

## 3つの対策

### ●「記帳」が力に

商売にとって記帳は大切です。民商で自分にあった記帳を見つけましょう。  
領収書整理から日計表の付け方、パソコン記帳など自分でできて自信ができます。

### ●納税者の「権利」を力に

民商は納税者の権利を守って60年。  
今回の法律改正に対しても、いち早く調査対策パンフを作成。法律を学び、権利を身につけ、不当な調査をはねのけましょう。

### ●「団結」が力に

消費税10%になれば商売がつぶされます。  
法律を変えて、税務調査をさらに強化するなど、もってのほかです。民商で団結して、いっしょ商売を守りましょう。

地域で頑張っている中小業者の方にもお見せいただければ幸いです。

# 頭の痛い確定申告

民商のモットーは自主計算・自主申告 賢く強い納税者をめざしています

- 申告の仕方が分からない。
- 税務署からお尋ね文書がきた。
- 消費税が一度に払えない。
- 売上げが1000万円を超えて消費税申告が必要。
- 税金を滞納している。
- 税務調査が心配。

中小業者の営業とくらしの相談は

# ひとりで悩まず 民商へ

## ★60年の実績★ 民商にご入会ください!

民商(民主商工会)は、中小業者の経営とくらし、権利を守って60年。  
会員は、主に従業員9人以下の中小商業者で、建設・飲食・小売・サービスなど業種はさまざま。全国に576の民商があり、20万人の仲間がいます。

## 社会保険・労働保険

加入義務が強化。入らないと、入札できない。下請けの仕事がもらえない。

- 民商には、厚労省から認可を受けた「労働保険事務組合」があります。
- 利益団体ではないからこそできるリーズナブルな事務組合費も魅力です。
- 事業主も労災保険の「特別加入制度」を利用できます。
- 「ひとり親方」も安心加入

つぶされて  
たまるか!

## 資金繰り

3月31日で円滑化法終了。4月以後の資金繰り対策は今から。「貸し済り」「貸しはがし」は、民商と一緒に解決。独立資金の相談も。

「借り手の状況をきめ細かく把握し、他の金融機関と連携を図りながら、貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めるべきということは、円滑化法の期限後も何ら変わるものではありません。」

金融大臣談話 (2012年11月1日)より

あれ!?いきなり督促状。どうしよう

# 滞納・未納

税金なら民商でしっかり対策

払えず放置していませんか?

消費税を価格に転嫁できず身銭を切ったりして、国税や地方税の滞納が増えています。払いたくても払えない税金を「分納・減免制度の活用」「納税の猶予」などで対応します。

民商では差押えを解除させ、営業やくらしを守るとりくみをしています。

## 新規開業された方、 最初が肝心です。

「不況で税金どころじゃない」でも確定申告はやっぱり大切。国保や融資、いろいろな制度を使うにも必要です。言われるがまま申告していませんか? ムダな税金を払っていませんか? 民商で確定申告を見直し、商売と生活を、まもりましょう。

# 消費税増税は 中止できます!

増税法は成立しましたが、その後も国民の過半数が「消費税増税に反対」しています。新しい国会で増税中止・反対・凍結の公約を守らせば、増税は中止させることができます。民商の、「消費税増税の中止を求める」署名にあなたもご参加ください!

ごいっしょに増税を中止させましょう。

無料法律相談

東電賠償請求

茨城県商工団体連合会 310-0912 水戸市見川5-127-281 Tel 029-253-5966 Fax 029-253-5970  
日立民商 0294-37-2160・水戸民商 029-244-1316・土浦民商 029-857-5338  
鹿行民商 0299-96-7371・古河民商 029-253-5966・県南民商 0297-74-7181

茨城 民商

検索

全国  
商工  
新聞  
別刷り